

（地方公共団体名 ）

国			地 方 公 共 団 体								備 考
			歳 入			歳 出					
歳出予算科目	交付決定額	補助率	科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	
(項) 高齢者日常生活支援等推進費											
(目) 老人保健事業推進費等補助金											
老人保健健康増進等事業分											

- (注) 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。  
 なお、各省各庁の長が補助金等の補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分について禁止し又は各省各庁の長の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することについて禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。  
 なお、歳出にあつては、前記1、なお書により国の歳出予算科目欄において補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の区分名を記載する場合において、これに対する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目を内訳として記載すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。